令和８年６月

安曇野市農業委員会定例総会

議　事　録

令和８年６月３０日

長野県安曇野市農業委員会

令和８年６月安曇野市農業委員会定例総会

○招集年月日　　令和８年６月３０日

○会議の日時　　令和８年６月３０日　午後　１時３０分

○招集の場所　　安曇野市役所　４階　大会議室

○出席委員（２３名）

１番	渡　辺　由　枝　君	２番	中　島　博　幸　君
３番	山　田　　稔　君	４番	望　月　孝　夫　君
５番	堀　内　伸　一　君	６番	髙　山　万　寿　君
７番	加　島　美智代　君	８番	藤　岡　喜美夫　君
９番	齋　藤　岳　雄　君	１０番	二　木　寿　夫　君
１１番	平　林　明　美　君	１２番	三　枝　守　和　君
１３番	細　萱　美　嗣　君	１４番	降　簱　治　喜　君
１５番	中　村　　正　君	１６番	小　林　　正　君
１７番	一　志　　寛　君	１９番	平　林　　平　君
２０番	丸　山　新　悟　君	２１番	望　月　慎　二　君
２２番	請　地　康　仁　君	２３番	丸　山　隆　也　君
２４番	佐　原　悦　司　君		

○欠席委員（１名）

１８番　　中　野　隆　洋　君

○職務のため出席したものの職氏名

事務局長	森　田　剛　幸　君	事務局次長	森　　和　哉　君
事務局員	折　井　希　望　君	事務局員	飯　田　佳　乃　君

午後　１時３０分　開会

○事務局（森田剛幸君）　それでは、安曇野市農業委員会会議規則第３条第１項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君）　それでは、定例会総会でございますけれども、現在の出席委員数が23名、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第３項に基づきまして、本会は成立いたします。

なお、18番、中野委員から欠席届が提出されてございます。

この会議は、個人情報の保護に関する法律、安曇野市個人情報保護法施行条例等に基づきまして、発言には十分ご配慮を願いたいと思います。

また、議案に対してご質問等ございましたら、挙手をお願いいたします。議長が指名いたしますので、番号と名前を名乗っていただきたいと思います。

○議長（佐原悦司君）　議事録署名人を任命いたします。

会則第19条に基づきまして、議長より指名をいたします。

３番、山田委員、４番、望月委員の２人にお願いをいたします。

なお、農業委員会等に関する法律第30条に基づきまして、総会の会議の議決は出席者過半数に基づきまして決定いたします。なお、可否同数の場合は会長がこれを決するものといたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君）　事務局にお伺いいたします。本日、傍聴人はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局（森　和哉君）　いません。

○議長（佐原悦司君）　分かりました。

それでは、本日の日程に従いまして進めてまいりますので、ご協力、よろしくお願いいたします。

○事務局（森　和哉君）　本日の案件でございますが、担当地区委員等で現地確認を実施しております。また、三郷、堀金地域は６月25日、豊科、穂高、明科地域は６月26日に地域委員会を開催し、協議しております。

本日の審議は、総会の意見を求めるものでございます。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

議案第１号　農地法第３条許可申請審議

○議長（佐原悦司君）　それでは、議案第１号　農地法第３条許可申請審議を上程いたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森　和哉君）　議案書３ページをお願いします。

今月の申請件数は10件で、申請地の所在、地目、面積、譲受人、譲渡人の経営面積につきましては、議案書記載のとおりです。いずれも受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、申請番号32番につきまして、担当地区委員から説明をお願いします。

○２３番（丸山隆也君）　23番、丸山です。

申請番号32番について説明をいたします。

渡人は、申請地を耕作している受人に譲渡したい。受人は、申請地を耕作しているので、

贈与を受けたい。こういう内容でございます。

審議をよろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

別冊資料の２ページでございますが、確認をお願いいたします。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により許可といたします。

それでは、続きまして、申請番号33番につきまして、担当地区委員より説明をお願いします。

なお、別冊資料３ページをご覧ください。

○１３番（細萱美嗣君）　委員番号13番、細萱です。

申請番号33番です。

申請事由を申し上げます。

渡人は、申請地が自宅から遠く、管理が困難なため、申請地を譲り渡すこととした。受人は、申請地を譲り受け、継続して耕作をしたい。

以上です。

ご審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により許可といたします。

それでは、続きまして、申請番号34番につきまして、担当地区委員より申請事由の説明をお願いします。

別冊資料の４ページをご覧ください。

○１４番（降簇治喜君）　14番、降簇です。

申請番号34番について説明をいたします。

申請事由ですが、渡人は、高齢で耕作が困難なことから、申請地を譲渡したい。受人は、農地付住宅の購入を考えており、条件に合う申請地を譲り受け、家庭菜園として管理したいとのことです。

審議、よろしくお願いします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により許可といたします。

それでは、続きまして、申請番号35番につきまして、担当地区委員より申請事由の説明をお願いいたします。

なお、位置等につきましては、別冊５ページをご覧ください。

○１４番（降簇治喜君）　14番、降簇です。

申請番号35番について説明します。

申請事由ですが、渡人は、県外に居住しており、耕作が困難なため、譲渡したい。受人は、自宅すぐ近くの申請地を譲り受け、家庭菜園として管理したいとのことです。

審議、よろしくお願いします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により許可といたします。

それでは、続きまして、申請番号36番につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

なお、位置等につきましては、別冊６ページをご覧ください。

○事務局（飯田佳乃君）　委員番号24番、佐原委員に代わって、事務局より申請番号36番について説明いたします。

申請事由は、渡人は、県外に居住しており、耕作が困難なため、親族へ譲渡したい。受人は、長年農業に従事してきたため、申請地を親族から贈与を受け、管理したいということです。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により許可といたします。

それでは、続きまして、申請番号37番につきまして、担当地区委員より申請事由の説明をお願いします。

なお、位置等につきましては、別冊７ページをご覧ください。

○１１番（平林明美君）　委員番号11番、平林です。

申請番号37番についてご説明いたします。

渡人は、受人から申請地を譲ってほしい旨の申出があり、譲渡することとした。受人は、経営拡大を考えていたところ、申請地の話をいただいたため、購入することとした。

以上です。

どうぞよろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により許可といたします。

それでは、続きまして、申請番号38番につきまして、担当地区委員より申請事由の説明をお願いします。

なお、位置等につきましては、別冊８ページをご覧ください。

○８番（藤岡喜美夫君）　委員番号８番、藤岡です。

申請番号38番について説明いたします。

申請事由、渡人は、申請地を相続で取得したが、耕作が困難なため、譲渡したい。受人は、自宅隣地の申請地を譲り受け、果樹栽培を行いたい。

以上、審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

受人は耕作が０ということで、新たに果樹の栽培をやるということでしょうか。

○８番（藤岡喜美夫君）　はい、そうです。

今、本人が近くのところに研修に行ったり、お手伝いに行ったりしているので、それも兼ねていいかと思います。

○議長（佐原悦司君）　はい、ありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、ただいまの申請につきまして採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により許可といたします。

それでは、続きまして、申請番号39番につきまして、担当地区委員より申請事由の説明をお願いします。

なお、位置等につきましては、別冊９ページをご覧ください。

○２１番（望月慎二君）　委員番号21番、望月です。

申請番号39番を説明いたします。

渡人は、遠隔地に居住しており、耕作が困難なため、譲渡したい。受人は、自宅に隣接する敷地を譲り受け、家庭菜園として管理したいということです。

審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対しまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により許可といたします。

それでは、続きまして、申請番号40番につきまして、担当地区委員より申請事由の説明をお願いします。

なお、位置等につきまして、別冊10ページをご覧ください。

○１７番（一志　寛君）　17番、一志です。

申請番号40番について説明いたします。

申請事由ですが、渡人は、高齢で耕作が困難なことから、申請地を譲渡したい。受人は、申請地の譲渡の話をいただいたため、購入することとしたということであります。

審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により許可といたします。

それでは、続きまして、申請番号41番につきまして、担当地区委員より申請事由の説明をお願いします。

なお、位置等につきましては、別冊11ページをご覧ください。

○５番（堀内伸一君）　５番、堀内です。

申請番号41番について説明をいたします。

申請事由ですが、渡人は、高齢で耕作が困難なことから、申請地を譲渡したい。また、受人は、申請地及び隣接する宅地を購入し、申請地を家庭菜園として管理したいというものであります。

なお、補足でありますが、11ページの下のほう、航空写真、赤枠が申請地になっておりますが、この写真では草が非常に繁茂しているような状態になっておりますが、現状は更地に復元という状態になっております。

以上です。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

補足説明等ございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　異議なしとの声がございました。

それでは、ただいまから採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により許可といたします。

議案第２号　農地法第４条許可申請審議

○議長（佐原悦司君）　次に、議案第２号　農地法第４条許可申請審議を上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森　和哉君）　議案書７ページをお願いします。

今月の申請件数は７件で、申請地の所在、地目、面積、申請人、転用目的等につきましては、議案書記載のとおりで、いずれも立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、申請番号18番につきまして、担当地区委員より転用事由の説明をお願いします。

なお、位置等につきましては、別冊12ページ、13ページをご覧ください。

○１９番（平林　平君）　委員番号19番、平林です。

申請番号18番について説明いたします。

転用事由ですが、申請人は、申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいということです。

審議をよろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、申請番号19番につきまして、担当地区委員より転用事由の説明をお願いします。

なお、位置等につきましては、別冊14ページ、15ページをご覧ください。

○１１番（平林明美君）　委員番号11番、平林です。

申請番号19番についてご説明させていただきます。

申請人は、今まで使用していた倉庫が手狭になったため、申請地に倉庫を建築したい。

以上です。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対しまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等がございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、申請番号20番につきまして、担当地区委員より転用事由の説明をお願いします。

位置等につきましては、別冊16ページ、17ページをご覧ください。

○１５番（中村　正君）　委員番号15番、中村です。

転用事由を説明いたします。

申請人は、申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。

以上です。

審議のほど、お願いいたします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、申請番号21番につきまして、担当地区委員より転用事由の説明をお願いします。

なお、位置等につきましては、別冊18ページ、19ページをご覧ください。

○１２番（三枝守和君）　委員番号12番、三枝です。

申請番号21番について説明いたします。

転用事由なんですけれども、申請人は、申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいということです。

審議のほうをよろしくお願いします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対しまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、申請番号22番につきまして、担当地区委員より転用事由の説明をお願いします。

なお、位置等につきましては、別冊20、21ページをご覧ください。

○８番（藤岡喜美夫君）　委員番号８番、藤岡です。

申請番号22番について説明いたします。

転用事由、申請人は、申請地の隣地において、自宅を新築するに当たり、申請地を経由して上下水道の引込みを行いたいということです。

以上、審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

事務局、一時転用ということになりますか。

○事務局（森　和哉君）　記載のおとり、一時転用となっております。

○議長（佐原悦司君）　転用事由のところに下水道引込み工事、許可日から令和８年７月31日までということを書いてございますので、一時転用でございます。

ほかにご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、申請番号23番につきまして、担当地区委員より転用事由の説明をお願いします。

なお、別冊22ページ、23ページをご覧ください。

○１０番（二木寿夫君）　委員番号10番、二木です。

申請番号23番について説明いたします。

転用事由ですが、申請人は、申請地の利便性がよく、生活に利用しやすい場所なので、住宅を建築したい。

以上でございます。

ご審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

事務局、１点、お伺いしますが、22ページの航空写真ですけれども、住宅地には全く接していないようなところですけれども、こういったものについても許可になるんでしょうか。

○事務局（森　和哉君）　航空写真上、住宅が見受けられないと思うんですけれども、南側に隣接する市道を挟みまして、南側のほうは住宅地が接続してくるような状況になっておりますので、集落接続が可能と考えております。

以上です。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、申請番号24番につきまして、担当地区委員より転用事由の説明をお願いします。

位置等につきましては、別冊24、25ページをご覧ください。

○６番（髙山万寿君）　６番、髙山です。

申請番号24番について説明いたします。

転用事由ですが、申請人は、申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいとのことです。

審議をよろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対しまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第３号　農地法第５条許可申請審議

○議長（佐原悦司君）　それでは、次に、議案第３号　農地法第５条許可申請審議を上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森　和哉君）　議案書10ページから16ページをお願いします。

今月の申請件数は14件で、申請地の所在、地目、面積、申請人、転用目的等につきましては、議案書記載のとおりで、いずれも立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、申請番号53番につきまして、担当地区委員より転用事由の説明をお願いします。

なお、位置等につきましては、別冊26、27ページをご覧ください。

○２３番（丸山隆也君）　委員番号23番、丸山です。

申請番号53番について説明をいたします。

転用事由ですが、借人は、長年勤めた勤務医としての経験を生かし、申請地に整形外科を開業したいという内容でございます。

審議をよろしくお願いをいたします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、申請番号54番につきまして、担当地区委員より転用事由の説明をお願いします。

位置等につきましては、別冊28、29ページをご覧ください。

○２３番（丸山隆也君）　委員番号23番、丸山です。

申請番号54番について説明をいたします。

借人は、河川からの骨材の原材料確保が困難で、陸砂利からの採取に依存せざるを得ない状況のため、申請地を借り受け、砂利採取を行いたい。こういう内容でございます。

補足説明でございます。

砂利採取に当たって、大型トラックが搬送するというようなことになりますけれども、この砂利採取の道へ東から入って、南に抜けていく道がありますが、南に抜ける一方通行でやりたいということだそうです。

それから、学校等がある中で、教育委員会等に確認をして申請を受理していただいてもらったというような内容ありましたので、重ねて報告をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

補足説明等ございました。

それでは、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、申請番号55番につきまして、担当地区委員より転用事由の説明をお願いします。

別冊30ページ、31ページをご覧ください。

○３番（山田　稔君）　委員番号３番、山田です。

申請番号55番の説明をいたします。

転用事由です。

借人は、河川からの骨材の原材料確保が困難で、陸砂利からの採取に依存せざるを得ない状況のため、申請地を借り受け、砂利採取を行いたいというものです。

ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、申請番号56番につきまして、担当地区委員より転用事由の説明をお願いします。

なお、別冊資料32、33ページをご覧ください。

○３番（山田　稔君）　委員番号３番、山田です。

申請番号56番の説明をいたします。

転用事由です。

借人は、現在、借家に居住しており、農地の維持管理がしやすく、利便性のよい申請地に住宅を建築したいというものです。

ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、申請番号57番につきまして、担当地区委員より転用事由の説明をお願いします。

なお、位置等につきましては、別冊34、35ページをご覧ください。

○３番（山田　稔君）　委員番号３番、山田です。

申請番号57番の説明をいたします。

転用事由です。

受人は、申請地の利便性がよく、集客が見込めるため、取得し、宿泊施設を建設したいというものです。

ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君）　山田委員、補足説明は何かありますか。

○３番（山田　稔君）　受人は、長年にわたり、住民説明会等を開きまして、いろいろと住民とも意見交換をした中での申請となります。農地法としても特に駄目だよという、そういった根拠もないというところから、こういった申請が上がってきたと思われます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

補足説明等ございました。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　ご意見がなければ、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、申請番号58番につきまして、事務局より転用事由の説明をお願いします。

なお、別冊資料36、37ページをご覧ください。

○事務局（飯田佳乃君）　委員番号24番、佐原委員に代わって、事務局より申請番号58番について説明いたします。

転用事由は、借人は、現在、実家と借家の２拠点生活を行っているが、今後のことを考え、実家に近い申請地に住宅を建築したいということです。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、申請番号59番につきまして、担当地区委員より転用事由の説明をお願いします。

なお、別冊資料38、39ページをご覧ください。

○２０番（丸山新悟君）　委員番号20番、丸山です。

申請番号59番について説明いたします。

転用事由でございますが、受人は、申請地の利便性がよく、販売が見込めるため、取得し、宅地分譲して販売したいというものでございます。

よろしく審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、申請番号60番につきまして、担当地区委員より転用事由の説明をお願いします。

位置等につきましては、別冊40、41ページをご覧ください。

○１２番（三枝守和君）　委員番号12番、三枝です。

申請番号60番について説明いたします。

転用事由なんですけれども、受人は、申請地の利便性がよく、販売が見込めるため、取得し、特定建築条件付土地として販売したいということです。

審議のほうをよろしくお願いします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、申請番号61番につきまして、担当地区委員より転用事由の説明をお願いします。

位置等につきましては、別冊42、43ページをご覧ください。

○２番（中島博幸君）　委員番号２番、中島です。

申請番号61番について説明いたします。

転用事由ですが、受人は、申請地の利便性がよく、販売が見込めるため、取得し、特定建築条件付土地として販売したいということです。

ご審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

１点、中島委員、よろしいでしょうか。

約4,000㎡の大きな土地でございますが、三郷地域委員会では話は出ませんでしたでしょうか。

○２番（中島博幸君）　別に意見は出ませんでした。

○議長（佐原悦司君）　分かりました。

見ると、広大ないい土地なんで、もったいない気もしますが、皆さんのほうでご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

これ、中島さん、駅とか学校とかに近いというところですか。

○２番（中島博幸君）　いや、非常に遠いところです。

あまり耕作されなかった。堀金に近い。

○議長（佐原悦司君）　あまり耕作をしていなかった。

皆さんのほうでご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、ただいまの案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、申請番号62番につきまして、担当地区委員より転用事由の説明をお願いします。

なお、別冊資料44、45ページをご覧ください。

○６番（髙山万寿君）　６番、髙山です。

申請番号62番について説明します。

転用事由ですけれども、受人は、駅利用者の駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として造成したいというものです。

ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

これは、髙山委員、航空写真の左側の白い建物は会社ということでしょうか。

○６番（髙山万寿君）　そうです。

食品加工会社の工場になります。

○議長（佐原悦司君）　分かりました。

皆さんのほうでご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、申請番号63番につきまして、担当地区委員より転用事由の説明をお願いします。

なお、位置等につきましては、別冊46、47ページをご覧ください。

○６番（髙山万寿君）　６番、髙山です。

申請番号63番について説明いたします。

転用理由ですけれども、受人は、申請地の利便性がよく、販売が見込めるため、取得し、特定建築条件付土地として販売したいとのことです。

ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、申請番号64番につきまして、担当地区委員より転用事由の説明をお願いします。

別冊の48、49ページをご覧ください。

○２１番（望月慎二君）　委員番号21番、望月です。

申請番号64番について説明いたします。

転用事由、受人は、申請地を住宅地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいということです。

審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、申請番号65番につきまして、担当地区委員より転用事由の説明をお願いします。

なお、位置等につきましては、別冊50、51ページをご覧ください。

○９番（齋藤岳雄君）　９番、齋藤です。

申請番号65番について説明いたします。

転用事由は、借人は、現在、借家に居住しているが、手狭になったため、利便性のよい申請地に二世帯住宅を建築したいとのことです。

審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、申請番号66番につきまして、担当地区委員より転用事由の説明をお願いします。

なお、別冊資料52、53ページをご覧ください。

○２１番（望月慎二君）　委員番号21番、望月です。

申請番号66番について説明いたします。

転用事由、受人は、現在、県外の実家に居住しているが、安曇野市への移住を希望しており、利便性のよい申請地に住宅を建築したいということです。

審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第４号　農用地利用集積等促進計画審議（所有権移転）

○議長（佐原悦司君）　次に、議案第４号　農用地利用集積等促進計画審議（所有権移転）につきまして上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森　和哉君）　議案書17ページをお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、長野県農業開発公社に対して所有権の移転に関する農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものです。

今月の申請件数は４件で、申請地の所在、地目、面積、利用方法等につきましては、議案書記載のとおりです。いずれも公社買入れの移転時期は令和８年８月20日、公社売渡しの移転時期は令和８年11月16日です。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

位置等につきましては、別冊の54ページから57ページをご覧ください。

ただいまの説明につきましてご意見ございましたら、お願いをいたします。

事務局、１点、お伺いしますが、29番、所在地は三郷ですけれども、所有、管理する方、塩尻大門でございますが、どのような管理をするのでしょうか。

○事務局（森　和哉君）　所有者の住所が塩尻。相続等で取得したということですので、耕作者等ではございません。

よろしくお願いします。

○議長（佐原悦司君）　皆さんのほうで、ご意見、ご質問、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　なければ、本案件につきまして採決に入ります。

原案どおり要請する賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により、原案どおり長野県農業開発公社農用地利用集積等促進計画を定めるように要請をいたします。

議案第５号　農用地利用集積等促進計画審議　一括方式（地域計画区域内）

○議長（佐原悦司君）　次に、議案第５号　農用地利用集積等促進計画審議　一括方式（地域

計画区域内）を上程いたします。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限によりまして、委員番号２番、中島委員、９番、齋藤委員につきましては、参考人としての出席とさせていただきます。なお、採決に加わることができませんので、あらかじめご承知願いたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森　和哉君）　18ページをお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画　一括方式（地域計画区域内）の権利設定について、安曇野市長から意見を求められていますので、ご説明いたします。

設定件数は総計51件、５万274.86㎡、期間は５年４か月、10年４か月です。設定筆数は総計51筆、田が43筆、畑が８筆です。耕作者は15人、所有者は21人となっております。

19ページ、20ページは計画書です。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

皆さんのほうで、しっかり確認しながら、ご意見、ご質問等、願いたいと思います。

19ページ、20ページ以降でございます。

よろしいでしょうか。ご意見、ご質問、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、本案件につきまして採決に入ります。

原案どおり異議なしということで、賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により、原案どおり農用地利用集積等促進計画審議　一括方式（地域計画区域内）を異議なしとの意見を提出させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議案第６号　農用地利用集積等促進計画審議（権利移転）

○議長（佐原悦司君）　次に、議案第６号　農用地利用集積等促進計画審議（権利移転）を上程いたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（森　和哉君）　21ページをお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画の権利移転について、安曇野市長から意見を求められていますので、説明いたします。

設定件数は総計３件、2,098㎡、期間は５年４か月、９年４か月です。設定筆数は総計３筆、田が３筆です。借受人は１人となっております。

22ページは計画書です。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

いずれも明科の土地ではございますが、よろしいですか、堀内さん。

○５番（堀内伸一君）　はい。

○議長（佐原悦司君）　それでは、本案件につきまして、原案に異議なしとのことで、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により、原案どおり農用地利用集積等促進計画審議（権利移転）につきまして、異議なしとの意見を提出させていただきます。

議案第７号　令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務等の実施状況の公表

○議長（佐原悦司君）　それでは、議案第７号　令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務等の実施状況の公表をお願いをいたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（森　和哉君）　地域委員会時にお配りしました別冊の資料、もしくは、タブレット端末へ議案書と一緒に送付させていただきました。ご覧ください。

農林水産省経営局農地政策課長の通知に基づき、令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況を作成いたしました。

内容につきましては、三役地域長会及び各地域委員会で確認いただいておりますが、最適化活動の成果目標である農地の集積、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進における実績は、農地の集積、遊休農地の発生防止、解消については、目標を上回る結果となりました。

資料のとおり、農業委員会として承認いただき、国・県に報告するとともに、公表を行いたいと思います。

また、各地域委員会で取りまとめた点検評価の結果を各地域長に発表いただければと思います。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

地域委員会で確認はできているかと思いますけれども、令和７年度最適化活動の点検、評価につきまして、事務局から説明がございました。

それでは、各地域長より、地域の点検、評価等につきまして発表いただきますが、よろしいでしょうか。

各地域長の皆さん、準備よろしいでしょうか。

ご意見なければ、豊科地域長からお願いをいたします。

○１４番（降籏治喜君）　豊科地域長の降籏です。

豊科の活動報告をいたします。

見回り活動を実施しまして、圃場周辺のごみの回収や遊休荒廃地の状況確認を行いました。

また、遊休荒廃地については、草刈りや除草剤散布などの管理作業を実施しまして、農地の保全に努めました。

あと、後継者に対して、栽培の技術や農作業の進め方、また、栽培管理などについて指導、助言を行い、円滑な営農の開始と継続につながるよう支援を行ったということです。

最後に、耕作が困難となった農地については、地権者や関係者との調整を行い、次の耕作者とマッチングを進めることで、農地の遊休化を防止し、地域農地の有効活用に努められましたということです。

報告は以上になります。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

豊科の委員さんほうで何か、加えたいということございましたら、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　なければ、続きまして、穂高地域長よりお願いいたします。

○１２番（三枝守和君）　穂高地域長の三枝です。

今年、ＪＡと一緒に遊休農地の場所、確認とか、農家からの直接な意見を、今年でしたか。始めまして、一番最初、豊科から始まったんですけれども、豊科のが市民タイムスに載ったら、次は穂高で開催されら、三十数件かな。穂高地区の人。また、そのほかの人も何件か、その相談会に来たということで、なかなか直接私らのほうに来る場合と市のほうの農業委員会のほうに来る場合と、いろいろあろうかと思うんですけれども、やはり、地域ごとにそういう問題点を解決していかなきゃいけないんじゃないかと。その場で、感じ取ったわけですけれども。

そのほかにも、少しずつは改善されているんですけれども、有害鳥獣の駆除とか、これもやはり、猟友会の方、だんだん年齢も上がってきていますから、松本の保健所で、その猟友会、狩猟免許を取る講習会があって、すぐいっぱいになっていると言っていましたけれども。30名ちょっとぐらいなら、もう一回やるような話があって、新聞には載っていたんですけれども。

なかなか若い人を増やしていかなきゃいけないというのもあるし、今の現状でいけば、なかなか、１頭当たり幾らというのはなかなかあってないような状況もあるもんですから、やはりそういうところを想定し考えていく。

それと、今、本当にこの状況ですけれども、我々と駆除してください、駆除しないでくださいと、この２つの意見が、そこのところで、どうすみ分けするかと、一番難しいところな

んですけれども。

そういうところも細かく情報を出しながら、進めていかなきゃいけないんじゃないかと、そんなふうに思いました。

以上です。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

穂高の委員さんのほうで何か補足説明ございましたら。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、続きまして、三郷地域長よりお願いいたします。

○２番（中島博幸君）　三郷地域長の中島です。

他地域においても、農地の見回り活動などを通して、遊休農地とか、荒廃農地の解消に努めているとありましたけれども、三郷地域は、畑地帯がありまして、非常に狭い土地が多く、そこのところをお年を召した方々が耕作をされなくなってしまって、もう荒廃になってしまうところがあるため、大きな農家が借りて耕作するなんていうと、非常にそれは困難な状況がございまして、きれいにしても、また、耕作する方がいないということで、なかなかなその辺うまくいかないというところもございます。

それと、畜産について地域委員会でも問題になったりするけれども、法的には良くても見た目的な農地の利用についてどうなのかなという考えです。

あと、先日、この間のＪＡとの協働での農地の貸し借りについてですけれども、そのときに、私たちも、初めは数人でやろうと思ったんですけれども、やはり地域のことがやっぱり地域の人でないと分からないというところがございますので、委員と推進委員の全員がそれに取り組んだほうが実情に合ったアドバイスができるんじゃないかというように考えております。

ちょっと遊休農地が多いので、これからも考えて、何とか減らしていこうというように考えております。よろしくお願いします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

三郷の地域委員のほうで何か補足説明がございましたら。

よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、次に、堀金の地域長、お願いいたします。

○９番（齋藤岳雄君）　堀金地域長の齋藤です。

ほかの地域と一緒になります。見回り活動、農業委員さん、推進委員さん、農業の関係、農業を行いながらの見回り活動をやってきております。

それと、堀金の一つの問題点というのは、山麓線の上の有害鳥獣ということで、主にイノシシの害、うちのほうでも、３反歩以上やられている状況がありまして、そういうところを、

市、地区、あと国営公園を含めた中での現場検証じゃないですけれども、現場での打合せなどを行いました。

あと、小規模農家に対してなんですけれども、大規模農家、かなり農地集まってきている中で、小さな面積も集まりつつあります。その中で、小さな面積というのがなかなか大きな機械が入りづらいというところで、そういう方にＪＡの農地相談会において、小規模なんですけれども、大きな機械が入れないと、そういうところに関しては、小さなこれからやっていく農家さんとか、そういうところに貸し出して、かなり成果が上がったのではないかと思っております。

これからも引き続き、小さな面積の田畑、かなり大規模農家のほうに集まりつつあるんで、無理して本当に起こすだけになって、生産性の上がらない土地については、やっぱりやる気のある小規模農家の方へ貸し出すなり、移動するなりして、農地の有効利用を図っていきたいと思っています。

荒廃地に関しては、圃場整備、烏川地区圃場整備が進みまして、荒廃地、あまりないところなんですけれども、それに伴って、逆に、農地の流動化が始まりつつありまして、今まで、借りてくれとかいう相談が多かったんですけれども、逆に今度、農地を売ってくれという相談がかなり多く来ているので、そこら辺はこれからも、３年、５年後の問題点になるのかなとは思ってきております。

引き続き、堀金地域、三田地区のほうは、果樹、烏川地区のほうは土地利用型ということで、栽培体系がちょっと違うんですけれども、それぞれの作物についていろいろ問題点ありますんで、これから、また、来年以降、そういった問題点を改善しながら、農地保全を図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

堀金地域委員さんのほうで何か補足説明がございましたら、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、続きまして、明科地域長、お願いいたします。

○５番（堀内伸一君）　明科地域長、堀内です。

明科地域におきましても、農地の見回り等につきましては、日頃の活動の中で、目に入る範囲含めて、十分できたかなというふうな意見が上がっておりました。

ただ、明科地域の場合、各地域が抱える課題というものがなかなか多岐にわたるというところがございます。山間部あり、結構圃場整備の条件のいい平地があり、そういった条件の違いがあって、なかなか画一的な対応できないというのが苦労があるというところがあります。

特に、潮沢地域といいますか、北東部、東部に広がる山間部におきましては、今後非農地

決定といったことも進めていく必要があるんではないかということが考えられております。

また、活動の中では、農業委員を中心として、皆さんご存じのように、天王原という地域、荒廃桑園をワイン用ブドウにということで、荒廃地の整備が行われて、今、軌道に乗っているという状況でありますが、これは守る会ということで、今もそこの原木の維持作業ですかね。草がかかったりしないような維持作業について、守る会でボランティア活動をしたり、そういったことも行われているということもありますし、また、仲のいい推進委員の一人ですけれども、遊休荒廃地の解消というようなことで羊を飼ったりというようなことをやっているということを継続しておりますし、また、これについても、守る会でもボランティアで支援をしているというところでございます。

ただ、どうしても明科地域、鹿、あるいはイノシシのやはり獣害というものによる害が多いというところで、その辺が、その防止策といいますか、そういったところが課題になっているところであります。

また、この次の農業委員会だよりでも記事になりますのであれですけれども、実際には、現副会長が中心になって、地域の営農組織を立ち上げてというようなところで、これからの荒廃農地とか、農地の集積ということが実際に行われているということになります。

また、ＪＡ松本ハイランドの支援によりまして、切り花用のヒマワリの種ですけれども、それを購入いただいてということで、農業委員、推進委員を中心に、ただ、耕作といいますか。例えば、稲の作付の行われないような、ただ起こしているところについて、少しでも明るい材料ということで、ヒマワリの花を咲かせようということで、農業委員、推進委員と含めて、荒廃農地の解消とまではいかないんですが、明るさを取り戻そうというようなことで、ヒマワリの種をまいているというような活動が、去年、そして今年ということで取組が行われ始めたというところであります。

以上です。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

明科の委員さんのほうで補足説明、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　皆さんの発表、ありがとうございました。

委員の皆様、また、推進委員の皆様のご協力によりまして、農地の集積やら、遊休農地の発生防止、解消等、大変大きな数字を、目標を上げていただきました。ありがとうございました。

我々は面積が大変恵まれているところでございますので、これからも農業発展を、長野県をリードするような、そんな安曇野市でいきたいと思いますので、これからもご指導、ご協力、よろしくお願いをいたします。

皆さんのほうで、何かご意見、ご質問等ございましたら。

資料につきまして、事務局のほうで、荒廃農地の数字が上がったというのは、皆さん、一

生懸命調べてくれたけれども、荒廃農地の数字が上がったというようなことが出てございます。

また、この７月、８月、農地点検、パトロール等ございます。これは最後のパトロールになりますので、十分確認をして、荒廃農地等々をできましたら解消していくように、よろしくお願いをいたします。

特段ご意見なければ、この原案につきまして、賛成の皆さんの挙手をお願いをしたいと思います。

挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により、原案どおり、令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務等の実施状況につきましては、発表を決定とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君）　それでは、以上をもちまして、全ての議事が終了いたしました。

午後　３時１５分　閉会